

令和4年4月19日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年6月17日

精華町監査委員 井上 直樹

同 坪井 久行

第1 監査の請求

1 請求人

青木 敏

2 請求書の提出

令和4年4月19日

3 請求の内容

本件請求の内容は、以下要旨のとおりであった。

請求の要旨

1 違法又は不当とする財務会計上の行為に関する主張

- (1) 精華町（以下「町」という。）がこれまでに地区集会所の管理委託料として北稲八間自治会に対して支払った委託料は、不当な公金の支出である。
- (2) 町が昭和55年度に北稲区民いこいの家新築工事代金としてA社に対して支払った工事請負費は、違法な公金の支出である。

2 違法又は不当とする理由に関する主張

北稲区民いこいの家（以下「いこいの家」という。）は、宗教法人武内神社（以下「武内神社」という。）の社務所であるため、地区集会所の管理委託料及びいこいの家新築工事の工事請負費の支出は、憲法第89条の公金の支出制限の規定に反し、違法又は不当な公金の支出である。

3 措置請求

違法又は不当な公金の支出が町の損害となるため、町長に対してそれぞれ

の損害を回収するための必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、令和4年4月25日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

住民監査請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

平成29年度から令和3年度までの北稲八間自治会に対する地区集会所の管理委託料の支出及び昭和55年度のA社に対するいこいの家新築工事の工事請負費の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象とした。

2 監査の期間

令和4年4月19日から令和4年6月17日まで

3 監査対象部局

総務部自治振興課

4 請求人の証拠の提出及び陳述

令和4年5月16日に請求人の陳述を聴取した。当該請求人から証拠書類の提出があった。請求の一部について事実を証していないため、請求人に対し補正を求めたところ、追加の事実証明書の提出があった。

5 関係人の陳述及び証拠提出

令和4年5月16日に総務部担当部長、総務部自治振興課長及び自治振興課自治支援係長の陳述を聴取した。精華町長から弁明書及び証拠書類の提出があった。

第4 監査の結果

1 関係法令

(1) 憲法

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

(2) 地方自治法

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(3) 精華町地区集会所の設置及び管理に関する条例

第1条 住民福祉の向上に資するため、集会所を設置するものとする。

第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

名称	位置
略 北稲区民いこいの家	略 精華町大字北稲八間小字北垣外 43番地

2 事実関係の確認

(1) 管理委託料の支出について

町は平成29年度から令和3年度までの各年度において、相手方を北稲八間自治会長（以下「自治会」という。）とし、集会所等の管理に関する業務を委託する契約を締結している。当該契約において自治会に委託されている業務は、集会所等の利用に関する事務、集会所等の施設及び付属設備の維持管理に関する事務並びに集会所等の施設及び付属設備の使用料の徴収及び還付の事務である。

当該契約に基づき、それぞれ各年度において、町から自治会に対して、以下の表のとおり管理委託料が支払われている。

年度	支出日	支出額
平成29年度	平成29年9月29日	28,500円
平成30年度	平成30年9月28日	28,500円
令和元年度	令和元年10月21日	28,500円
令和2年度	令和2年10月21日	28,500円
令和3年度	令和3年9月30日	28,500円

各年度において、当該支出に係る予算は、いこいの家の他に集会所等の管理に関する業務を委託する契約を締結している自治会長に対して支払うそれぞれの委託料をすべて一括した金額が予算計上されている。

当該予算は議会の各年度の予算審議を経て可決され、各年度の予算書に記載の上、公表されている。また、決算についても議会で決算認定され、各年度の決算書及び決算附属資料において同様に記載の上、公表されている（令和3年度は除く。）。

(2) 建築費の支出について

昭和56年3月31日、町はA社に対して、「区民いこいの家建築工事請負契約」の代金として31,087,000円を支払った。

当該支出は、昭和56年精華町議会第3回定例会において決算認定され、昭和55年度決算書には、一般会計の歳出の部の総務費（款）、総務管理費（項）、祝園弾薬支処周辺住民安定事業費（目）の欄に、該当する他の事業との合計額が記載され、同年度決算書の附属資料「事業費に関する調べ」において、事業名「北稲区民憩の家建設」として事業に要した支出額が記載されている。

また、当該支出に係る予算は昭和55年度一般会計予算に計上され、議会の議決を経て、同年度の予算書には、総務費（款）、総務管理費（項）、祝園弾薬支処周辺住民安定事業費（目）の欄に「北稲区民いこいの家建設費」と記載の上、当該事業についても記載がされている。

さらには、当該支出に係る工事請負契約の締結については、昭和55年精華町第2回臨時会において、議案名「北稲区民いこいの家新築工事請負契約について」として提出され、議会で審議の後、昭和55年11月10

日に可決決定している。このことは昭和55年度の議会会議録に記載されている。

3 判断

本件請求のうち、上記第1の1(1)の管理委託料について、請求の一部を却下し、その余は棄却とする。上記第1の1(2)の工事請負費については却下する。以下、その理由について述べる。

(1) 管理委託料の支出について

ア 平成29年度から令和2年度までの分の管理委託料について

住民監査請求は法第242条第2項により、当該行為のあった日又は終わった日から一年以内に請求するものとし、例外として、正当な理由があるときは、この限りでない旨規定している。請求人は、当該支出は本件請求に係る調査の過程でわかったものであるとし、それゆえ当該請求が当該行為のあった日からそれぞれ1年以上経過したことに「正当な理由」があると主張するので、この点について検討する。

法第242条第2項は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めているが、例外として、「正当な理由」があるときは、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、監査請求をすることができるとしている（最高裁昭和63年4月22日判決参照）。

法第242条第2項ただし書きの「正当な理由があるとき」は、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができなかつた場合には、当該知ることができたときと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁平成14年9月12日判決参照）。

また、当該財務会計上の行為に関する議案が公開の議事で審議され、資料や予算説明書、決算説明書が一般の閲覧に供されて町の住民がその

内容を了知することができるようになったころには、町の住民が上記各書類を相当の注意力をもって調査するならば、客観的にみて本件各契約の締結又は代金の支出について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたというべきである（最高裁平成14年9月17日判決参照）。

これを当該請求についてみると、上記第4の2（1）の事実関係のとおり、当該支出に係る予算及び決算は、それぞれの年度においていずれも議会において審議され、予算書並びに決算書及び決算附属資料に記載されている。このことから、当該支出は秘密裡にされたものではなく、また、町の住民が相当の注意力をもって調査すれば、当該行為の存在及び内容について、住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたというべきである。

したがって当該支出は本件請求に係る調査の過程でわかったものであるとする請求人の主張は「正当な理由」とはいえない。

以上のことから、当該請求は、「正当な理由」がなく当該支出のあった日からそれぞれ1年以上が経過してなされたものであることから、法第242条第2項の請求期限を経過した不適法な請求であるといわざるを得ない。よって当該請求を却下する。

イ 令和3年度分の管理委託料について

請求人は、令和3年度の管理委託料が、憲法第89条の公金の支出制限の規定に反するため、不当な公金の支出であると主張するので、この点について検討する。

当該支出は、令和3年4月1日に町と自治会との間で締結された管理委託契約に基づくものである。この契約において管理対象とされる「いこいの家」は、町が所有する施設として、精華町地区集会所の設置及び管理に関する条例において集会所として規定されており、武内神社が所有又は管理する建物ではない。

また、この契約に基づく令和3年9月30日付の当該支出は、契約の相手方である自治会に対して行われたものであり、武内神社に対して直接公金が支払われたものではない。

以上のことから、当該請求については、宗教法人に対して公金が支払われた事実はないため、憲法第89条に違反するとはいえない。よって当該請求を棄却する。

(2) 工事請負費の支出について

請求人は、当該支出はいこいの家に関する参考資料を収集する過程で初めて知ったものであるとし、それゆえ当該請求が当該行為のあった日から1年以上経過したことに「正当な理由」があると主張するので、この点について検討する。

「正当な理由があるとき」の有無の判断については上記(1)アのとおりである。これを当該請求についてみると、上記第4の2(2)の事実関係のとおり、当該支出において、予算及び工事の契約締結の可決並びに決算の認定のいずれもが、議会において審議されていることから、当該支出は秘密裡にされたものではなく、また、そのことが予算書、決算書及び議案書並びに議会会議録にそれぞれ記載されていることから、町の住民が相当の注意力をもって調査すれば、これらにより当該行為の存在及び内容について、住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたというべきである。

したがって、当該支出はいこいの家に関する参考資料を収集する過程で初めて知ったものとする請求人の主張は「正当な理由」とはいえない。

以上のことにより、当該請求は、「正当な理由」がなく当該支出のあった日から1年以上が経過してなされたものであることから、法第242条第2項の請求期限を経過した不適法な請求であるといわざるを得ない。よって当該請求を却下する。